

前橋市監査委員公表第12号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年8月4日

| | |
|---------|---------|
| 前橋市監査委員 | 根 岸 隆 夫 |
| 同 | 長 岡 敏 夫 |
| 同 | 須 賀 博 史 |
| 同 | 新 井 美咲子 |

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年5月8日～6月23日

措置通知書提出日 令和5年7月31日

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|--|--|
| <p>【監査対象団体：セントラルグループ共同企業体】</p> <p>1 財産管理事務について（要望事項）</p> <p>(1) 施設の安全管理について</p> <p>ジョブセンターまえばしの3階多目的ホールでは、南面天井部の梁と壁の接続部分で壁材の一部が剥離し落下していたため、指定管理者が落下範囲にバリケードを設置し利用者の立ち入り禁止措置を講じるとともに、市所管課を通じて工事業者への補修手続を進めているが、西面天井部にも南面と同様に近い状況が見受けられたため、工事業者による点検確認が必要である。</p> <p>また、1階の階段と倉庫周辺において、足元に危険がある箇所は利用者等に注意を促すテープを貼付してあるが、天井部分が低く、頭上危険なところがあるため、足元と同様に注意を促す対策が必要である。</p> <p>公の施設の管理に関する基本協定書第3条第2項では、指定管理者は市民が安心して施設を利用できるよう施設の管理を行うこととされているため、市所管課と協議を行い、施設の安全対策をより適切に行うよう検討されたい。</p> <p>(2) 個人情報管理について</p> <p>ジョブセンターまえばしの2階カウンセリングスペースは周囲を囲い、外部からの視線を遮断しているものの、完全な個室でないため、会話が外へ漏れている。個人情報をはじめとする相談内容の管理を適切に行うため、市所管課と協議を行い、カウンセリングスペースから会話が漏れない対策又は、聞き取りにくい対策を検討されたい。</p> | <p>当該要望事項については、市所管課である産業政策課と協議を行い、南面天井部の梁と壁の接続部分の壁面剥離部分の除去工事を令和5年6月2日に実施した。除去部分には、塗料塗布を行い問題のない旨を確認した。</p> <p>西面天井部の状況については、市産業政策課、建築住宅課および工事業者立会いのもと現地調査を実施した結果、修繕の緊急性を伴わないことから経過観察とし、令和5年11月に実施予定の建築基準法第12条に基づく定期報告時に点検確認を行うこととした。</p> <p>また、1階の階段と倉庫周辺の天井部分が低い箇所については、令和5年5月18日に怪我防止のための安全クッションの設置と注意喚起を促すラベルを貼り付け、速やかに改善を行った。</p> <p>個人情報管理については当該事業開始当初から、カウンセリング希望者の予約及び相談実施の際に、カウンセラーからカウンセリングスペースの利用か、個室での相談希望か、ヒアリングしたうえでカウンセリングを実施していた。</p> <p>また、施設館内に音楽を流すなど、会話が外に漏れにくい対策を実施していた。</p> <p>今回の要望を受け、カウンセリングスペースのアコーディオンカーテンを閉め切ることにより更に会話が漏れにくい対策を実施した。</p> |
| <p>【監査対象所属：産業政策課】</p> <p>1 財産管理事務について（要望事項）</p> <p>(1) 施設の安全管理について</p> <p>ジョブセンターまえばしの3階多目的ホ</p> | <p>ジョブセンターまえばし3階多目的ホール</p> |

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|---|---|
| <p>ールでは、南面天井部の梁と壁の接続部分で壁材の一部が剥離し落下していたため、指定管理者が落下範囲にバリケードを設置し利用者の立ち入り禁止措置を講じるとともに、所管課において工事業者への補修手続を進めているが、西面天井部にも南面と同様に近い状況が見受けられたため、工事業者による点検確認が必要である。</p> <p>また、1階の階段と倉庫周辺において、足元に危険がある箇所は利用者等に注意を促すテープを貼付してあるが、天井部分が低く、頭上危険なところがあるため、足元と同様に注意を促す対策が必要である。</p> <p>公の施設の管理に関する基本協定書第3条第2項では、指定管理者は市民が安心して施設を利用できるよう施設の管理を行うこととされているため、所管課は指定管理者と協議を行い、施設の安全対策をより適切に行うよう検討されたい。</p> <p>(2) 個人情報管理について</p> <p>ジョブセンターまえばしの2階カウンセリングスペースは周囲を囲い、外部からの視線を遮断しているものの、完全な個室でないため、会話が外へ漏れている。個人情報をはじめとする相談内容の管理を適切に行うため、指定管理者と協議を行い、カウンセリングスペースから会話が漏れない対策又は、聞き取りにくい対策を検討されたい。</p> | <p>の南面天井部の安全管理については、指定管理者と協議を行い、南面天井部の梁と壁の接続部分の壁面剥離部分の除去工事を令和5年6月2日に実施した。除去部分には塗料塗布を実施し、問題のない旨を確認した。</p> <p>西面天井部については、指定管理者、建築住宅課及び工事業者立会いのもと現地調査を実施した。その結果、修繕の緊急性が低いことから経過観察とし、今後、指定管理者による日常点検時で重点的に点検し、令和5年11月に実施予定の建築基準法第12条に基づく定期報告時に確認を行うこととした。</p> <p>また、1階の階段と倉庫周辺の天井部分が低い箇所については、令和5年5月18日に指定管理者による怪我防止のための安全クッションの設置と、注意喚起を促すラベルを貼り付け、速やかに改善を行っていただいた。</p> <p>個人情報管理については、事業開始当初から、カウンセリング実施の際には、カウンセラーからカウンセリングスペースの利用か、個室での相談希望かヒアリングしたうえでカウンセリングを実施し、かつ施設館内に音楽を流すなど、会話が外に漏れないよう対策していただいていた。</p> <p>今回の要望を受け、さらにアコーディオンカーテンを閉める等、声漏れ軽減のための対策を実施していただいた。</p> |